

建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2026年版の講習会の質疑(Q&A)について

No.	頁	質問事項	回答
1	P68 図1.7-2	既存建築物に対する増築等のフローのケース4にある「注1)」についてですが、構造計算を要しない別途の緩和基準があるとのことですが、具体的にはどのような確認方法があるのか御教示をお願いします。	法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造については、平17国交告566号第3第一号ロ(2)およびハ(2)の検討とすることができます。
2	P192 33行目	令第46条 2項 一号ロ「構造耐力上主要な部分である柱の脚部が一体の鉄筋コンクリート造」の「布基礎」に緊結している土台に緊結し、または鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。」とありますが、P193 29行目～の解説では「柱脚部は土台又は鉄筋コンクリート」の「基礎」に緊結する構造とすること。」されています。2項ルートをを用いる際も「鉄筋コンクリート」として、運用上、第三章第六節は適用外と考えてよろしいでしょうか。また、布基礎に限らず、べた基礎、杭基礎に柱の脚部を緊結、または、土台を緊結する形で問題ないと考えてよろしいでしょうか。	193ページの29行目は「鉄筋コンクリート造」の誤記のため正誤表にて修正対応します。 また、基礎については平成12年建告第1347号に適合した上で、令第46条第2項に適合するよう、鉄筋コンクリート造としなければなりません。
3	P195 41行目～ P196 4行目	・実態上の壁倍率が7倍を超える軸組 四分割法又は偏心率については、7倍及び実態上の両方を確認 柱頭柱脚については、実態上で確認 とあるが、根拠はどこにあるのか	令和7年4月1日 国住指第501号「建築基準法施行令の一部を改正する政令及び構造関係告示の改正について」第4第2号(2)を参照ください。
4	P196 6～31行目	耐力壁に開口部を設ける場合、耐力壁に設ける開口部の箇所数は木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2025年版)の記載内容(補強不要の小開口は面材1枚あたり2箇所まで、補強が必要な小開口は1箇所まで、補強不要の小開口と補強が必要な小開口の組み合わせは不可)に従う必要がありますか。	木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2025年版)に基づいて構造計算を行うのであれば、同書の考え方に従って設計することが適切と考えられます。
5	P196 32行目～ P197 22行目	構造用面材の入隅部の納まりについて、大臣認定を取得した面材耐力壁については認定書別添に記載された以外の施工方法を用いることはできないとあります。耐力壁メーカーが発行する施工要領等に本審査マニュアルに従った入隅部に受材を設ける納まりの施工方法が記載されていたとしても、認定書別添に記載された以外の施工方法となり認定の範囲外となりますか。大壁仕様の大臣認定壁を入隅部に使用する場合、大壁入隅仕様として大臣認定を受けた耐力壁とする必要がありますか。	いずれも貴見の通りです。

No.	頁	質問事項	回答
6	P198 35行目	木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2017年版)では面材耐力壁の最小値を60cm以上としている記載があります。木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2025年版)の質疑回答 No17では「仕様規定の壁量計算を行う場合については、壁量計算の面材耐力壁の最小幅は90cm以上」と回答されています。回答の通り仕様規定の壁量計算の場合、面材耐力壁の幅は必ず90cm以上として扱う必要があるのでしょうか。	木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2025年版)に関する質疑回答No17は、令和8年4月17日付けで「なお、壁量計算の面材耐力壁(準耐力壁を除く)の幅・高さは建築基準法上の法的規定はありませんので、最終的にはこれまで通り設計者および建築主事判断になります。」と追加掲載されています。
7	P204 2行目	・壁量計算(階数3 高さ13m越16m以下) 2行目 許容応力度計算 → 壁量計算 ではないでしょうか。	該当箇所の記載は原文通りです。 壁量充足率比の確認が必要な建築物の規模要件の場合は、構造計算(許容応力度計算)が必須となります。この場合の構造計算(許容応力度計算)において準耐力壁を算入する場合は、壁量充足率比においても同様に算入するという趣旨となります。
8	P519 7行目	杭の支持力の算定式の運用について ・告示第1113号第6の適用範囲として、基礎指針の適用条件に従って支持力を算定する場合が挙げられています、なお、「第6の規定に基づいて載荷試験を実施し、…」とも書かれています。基礎指針式にて支持力を算定する場合、告示第6の式の規定に基づいて、載荷試験を実施する必要があると理解して宜しいか？	第6の規定の適用にあたり、基礎指針における数値は、様々な条件における載荷試験の結果をとりまとめ、一般的な形で整理したものと考えられます。そのため、基礎指針の適用条件に従って支持力を算定する場合には、個別の載荷試験は不要と考えられます。
9	P576 28～31行目	「・・・SRC規準・同解説の37条に示される検討項目を満足すれば、非埋込柱み脚を採用した場合でも、一般のSRC部材と比較してそれほど劣らない部材の設計は可能であり、耐震設計上も一般のSRC柱と同等に扱うことが出来る。尚、非埋込柱脚に曲げ降伏が発生する場合は、その柱を鉄筋コンクリート造とみなしてDsを算定することに注意する。」と記載されています。 後半の「尚～」の非埋込柱脚とは、設計においてSRC柱の鉄骨柱脚をピンとみなして曲げモーメントを負担させず、RC部分に全面的に負担させる、いわゆる「柱脚RC」とした場合の非埋込柱脚(図3.11-14)のことを指しているということで宜しいでしょうか?(SRC規準の非埋込柱脚仕様とした場合、耐震設計上も一般のSRC柱と同等に扱うことが出来ると記載されていますので、SRC造のDsで算定するということが宜しいでしょうか?)	鉄骨鉄筋コンクリート造の階の構造特性係数Dsは、非埋込柱脚に曲げ降伏が発生する場合は良好な曲げ靱性が得られるとはいいい難いため、その柱を鉄筋コンクリート造とみなしてDsを算定する必要があります。 (2025年版 建築物の構造関係技術基準解説書 P.444)